

## 答 申 書

(答申第43号)

平成19年1月24日

### 1 審査会の結論

貸金業者面談結果等のうち、個人の氏名及び個人が特定される記述並びに従業者証明書の写しを非開示としたことは、妥当である。

### 2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、平成〇年〇月〇日付け金融第〇〇〇号による告知書類上記載の金融課が(株)〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇管理室に対して実施した事実確認調査の実施事実を記録した書類(関係者の申述内容の記録、認定事実記録)及び(株)〇〇〇〇〇〇〇より徴求したと告知されている改善報告書書類である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、平成18年1月13日に実施した(株)〇〇〇〇〇〇〇との面談結果(以下「本件公文書」という。)及び平成18年1月19日付け(株)〇〇〇〇〇〇〇からの指摘事項改善報告書を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)又は同条同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

#### (3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、個人の氏名(公務員は除く。)及び個人が特定される記述である。

実施機関は、これらの情報については、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

ウ 本件処分において非開示とされた氏名及び個人が特定される記述は、これを開示すると、本件氏名等から識別される特定の個人が貸金業者の従業員又は貸金業関係の苦情申出者であることが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られ

たかないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたものは、従業者証明書の写しである。

実施機関は、従業者証明書については、開示することにより、法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当する旨主張する。

ウ 2号情報の「不当に損なわれると認められるもの」に該当するかどうかは、当該法人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

本件処分において非開示とされた従業者証明書は、当該法人固有のものであり、当該法人の内部管理に属する情報であることから、これを開示することにより、同証明書を偽造複製することが可能となり、当該法人の名をかたっての取り立て等に使われるなど悪用されるおそれが生じる。このことは、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、社会的地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、「面談者」は、前段の調査経緯等から類推できる可能性があり、非開示とする必要性がないと主張する。

また、「面談内容」の非開示とした苦情申立者の氏名は自分の氏名の記述と類推され、非開示とする必要性がないと主張する。

さらに、「面談者」や「面談内容」の非開示部分は、当該法人が行った不法行為特定把握の目的を損なう非開示であり、業者側の利益のみが擁護される結果を生じさせており、一方的に偏向した非開示処分は、不当である旨主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年11月6日	○ 諮問書の受理（諮問番号50） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年11月8日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年12月8日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年1月15日 （第三部会）	○ 審議
平成19年1月22日 （第18回審査会）	○ 答申案審議
平成19年1月24日	○ 答申